AIG

運送業者貨物賠償責任保険のご請求に必要な書類

No	必要な書類	ご説明
保険金の請求意思および事故発生状況等ご申告の書類		
(1)	運送保険 保険金請求書 兼 同意書	・運送保険 保険金請求書 兼 同意書（フォーム番号：1S1-211） ・社内用の報告書 ・盗難被害通知兼念書（盗難事故の場合）
事故発生日時・場所・事故原因、損害発生の有無を確認する書類		
(2)	写真	・貨物全体（荷姿、輸送していた車両・フォークリフト・ラックなど輸送用具） ・損傷状況（損傷個所） ・シリアル番号、品番などのプレート ・貨物がナンバープレート付きの車両の場合は、当該貨物のナンバープレート
輸送（保管）の事実および貨物の内容を確認する書類 ※(3)(4) は貨物の損害額が100万円以下の場合、運送保険金請求書兼同意書（1S1-211）の裏面を漏れなく記入いただくことで省略することが可能です。		
(3)	運送業務確認書類	・送り状、出荷指図書 （ルート配送の場合　ルート表、事故発生日を含む月の運賃請求書） ・事故発生日の運転日報 ・運転免許証 ・輸送していた車両の車検証
	保管業務確認書類	・倉庫寄託契約書 ・預かり証（入出庫記録）
(4)	貨物の内容・価格を確認する書類	・仕切り書（納品書・請求書） 　または ・貨物の原価確認書類
（貨物）損害賠償保険金のご請求に必要な書類		
(5)	貨物の損害額および内容を確認する書類	・修理可能の場合　修理見積書・明細書 ・修理不能の場合　廃棄マニュフェストまたは（同封）廃棄証明書 ・転売（リサイクル）可能の場合　買取見積書
(6)	損害賠償請求書	荷主との間に元請運送人が存在する場合、①~②の一連の請求書をご提出ください。 ①　荷主→元請運送人 ②　元請運送人→契約者
(7)	損害賠償金　支払証明	①~③　いずれか1点 ①領収書 ②振込依頼票（金融機関窓口、ATM、インターネットバンキング） ③運賃相殺により精算された場合、運賃相殺されたことが確認できる資料
(8)	示談内容を確認する書類	※（7）の賠償金支払証明をご提出いただける場合は不要です。 示談書　または（同封）賠償責任事故解決通知書
費用保険金のご請求に必要な書類		
(9)	検査諸費用保険金	貨物の損害の有無を確認するために必要となった費用（検査費用、仕分費用、再梱包費用およびこれらに付随する運賃、諸掛り）の明細書（請求書、領収書等）
(10)	運送継続・急送費用担保特別約款をご契約の場合	輸送中の貨物または代替品をその輸送開始時の目的地まで輸送を継続または急送するための費用の明細書（請求書、領収書等） 支払限度額：1事故500万円
(11)	残存物取片付け・廃棄費用担保特別約款をご契約の場合	損害を受けた貨物の残存物の取片付けに必要な費用（取り壊し費用、取片付け清掃費用および搬出費用・廃棄費用）の明細書（請求書、領収書等） 支払限度額：1事故500万円